

川崎市高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の母又は父が、自立に向けて養成機関等で修業し、資格取得を目指す場合に、訓練促進給付金等を支給して、生活の負担軽減を図ります。

支給対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、美容師、社会福祉士、調理師、等
その他6か月以上の教育訓練給付指定講座も一部対象となります。資格の詳細は、ご相談ください。
※ eラーニングのみの講座、通信制の講座の一部は条件により対象とならない場合があります。

制度を利用できる方

川崎市内の20才未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の①から④のすべてを満たす方

- ① 所得が児童扶養手当支給水準の方（所得水準を超過した場合も、1年間に限り対象となります。）
- ② 過去に訓練促進給付金等を受給していない方（申請は1回のみ）
- ③ 資格取得を目的に6か月以上の養成機関に修業し、資格の取得が見込まれる方
- ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

支給期間・支給額



- ◎ **訓練促進給付金**：養成訓練の受講期間中に支給（支給期間の上限は4年間まで）

市民税非課税世帯・・・月額 100,000 円 市民税課税世帯・・・月額 70,500 円

※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12カ月については月額40,000円増額して支給します。

- ◎ **特定訓練促進給付金**：看護師・介護福祉士・保育士資格の場合、訓練促進給付金に上乗せ支給
扶養児童数2人以下の世帯・・・月額 30,000 円 扶養児童数3人以上の世帯・・・月額 50,000 円

- ◎ **修了支援給付金**：修了後に支給

市民税非課税世帯・・・50,000 円 市民税課税世帯・・・25,000 円

申請前に

事前に母子・父子福祉センターサン・ライブで自立支援プログラムの策定を受け、修業を開始した日以降に申請してください。

必要書類

- ① 児童扶養手当証書 ② 世帯全員の戸籍謄本（全部記載）※ ③ 世帯全員の住民票（全部記載）※
- ④ 市県民税の課税・非課税証明書※ ⑤ 養成機関の在籍証明書
- ⑥ 番号確認書類（マイナンバーカード又は通知カード又はマイナンバーが記載された住民票）
- ⑦ 本人確認書類（番号確認書類としてマイナンバーカードを提示した場合は不要）
1点でよいもの（運転免許証、旅券、在留カード・特別永住者証明書、身体障害者手帳等）
2点必要なもの（健康保険証、児童扶養手当証書、年金手帳、被保護証明書等）
- ⑧ その他必要書類（母子・父子福祉センターにて御説明します。）

※個人番号の提示で
省略可能

申請や事前のご相談については
「母子・父子福祉センターサン・ライブ」

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話：044-733-1166 まで



～高等職業訓練促進給付金等受給の流れ～

母子・父子福祉センター
サン・ライヴ

申請したい方

児童家庭支援・虐待対策室
家庭支援担当



事前相談

訓練促進給付金支給申請手続 ※表面参照

(書類準備が整い次第、母子・父子福祉センターサン・ライヴ経由で
児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当に申請)

審査会

准看護師資格の取得を目指していた方が引き続き看護師養成機関で修業をする場合

支給決定⇒訓練促進給付金支給

現況確認*用意する書類*

① 在籍証明書(指定された月に提出(およそ3か月に1度))

② 成績証明書(指定された月に提出(およそ年に1度))

(母子・父子福祉センターサン・ライヴ経由で児童家庭支援・虐待対策室
家庭支援担当に提出します。)

所得の認定見直し
(毎年8月給付額から適用)

～卒業(修了)～

修了支援給付金支給申請

※母子・父子福祉センターサン・ライヴより、別途ご案内します。

審査会

支給決定⇒訓練促進給付金支給

就業確認

※母子・父子福祉センターサン・ライヴより、資格の取得状況や
修業状況等を確認させていただきます。

※ご注意！ 申請時から生活や修業の状況等に変化が生じたときは、変更の届出が必要です。資格喪失等により過剰に支払いがあった給付金は返還となります。

申請や事前の御相談については「母子・父子福祉センターサン・ライヴ」044-733-1166まで

(制度所管) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話: 044-200-2672